

岡山県医師会会員の皆さまへ

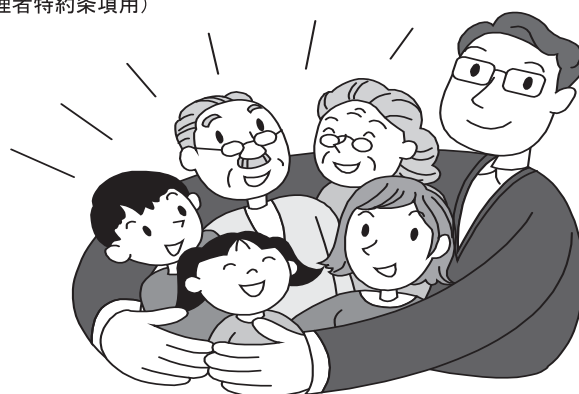
介護保険法・障害者総合支援法・社会福祉法対応

**介護保険法 & 障害者総合支援法、
社会福祉法指定事業者向け
賠償責任保険**

（ウォームハート
Warm Heart）

<適用約款>

- ・賠償責任保険普通保険約款
- ・賠償責任保険追加条項
- ・居宅サービス・居宅介護支援事業者等追加条項
- ・日付データ処理等に関する不担保追加条項
- ・事故対応特別費用担保追加条項（除く受託者特約条項、自動車管理者特約条項用）
- ・事故対応特別費用担保追加条項（受託者特約条項用）
- ・被害者対応費用担保追加条項
- ・施設所有管理者特約条項（＋漏水担保追加条項）
- ・受託者特約条項（＋漏水担保追加条項）
- ・生産物特約条項



保険契約者 ： 公益社団法人岡山県医師会

保険期間 ： 2026年7月1日 午後4時 ～ 2027年7月1日 午後4時 （1年間）

申込締切日：2026年5月20日（水）

※「ウォームハート」は、介護保険法、障害者総合支援法または社会福祉法の指定事業者向け賠償責任保険の損保ジャパンの商品名です。

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

こんな事故の場合にお支払いする保険です

ウォームハートは、介護保険法または障害者総合支援法・社会福祉法の指定事業者向けの賠償責任保険であり、指定事業者の法律上の賠償責任を包括的に補償します。

具体的には、業務遂行や施設の所有・使用・管理に起因する身体障害や財物損壊、生産物や業務の結果に起因する身体障害や財物損壊、受託管理財物の損壊等、臨時借用自動車の事故、プライバシーの侵害等による人格権侵害・宣伝障害、身体障害や財物損壊を伴わない経済的損失を補償します。

事故の例

業務遂行中の事故	★高齢者をベッドから転落させケガをさせてしまった。 ★訪問入浴サービス提供中、設置不良により漏水し階下の壁を汚損した。
施設での事故	★施設の手すりが壊れていたため、利用者が転んで骨折した。
受託管理財物の事故	★義歯を預かって洗浄中に、落として欠けてしまった。
業務の結果による事故	★デイサービスで提供した食事が原因で食中毒が発生した。
臨時借用した自動車による事故	★要介護者を、要介護者宅の自家用車で病院に連れて行こうとしたところ、運転を誤って隣家の塀を壊してしまった。
経済的損失	★依頼されていた要介護認定の申請代行業を失念したため給付が遅れた。 ★ケアプランの作成が遅れたため居宅サービスの提供開始が遅れた。
人格権侵害・宣伝障害	★作成したケアプランの内容や提供したサービスの内容が誤ってホームページに開示され、利用者のプライバシーを侵害してしまった。
徘徊時の事故を補償	★認知症患者が目を離した際に徘徊し線路上に立ち入ったために、電車の運行を阻害してしまった。

保 険 料

ウォームハートの保険料は、売上高、業務内容、加入コースによって異なります。
詳細は、取扱代理店までご照会ください。

お支払いする保険金の種類

賠償責任保険は、被保険者（保険の補償を受けられる方）が、偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたために法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。＜注1＞

被害者に支払うべき 法律上の損害賠償金

- 身体事故 治療費 休業損失 慰謝料 など
- 財物事故 修理費、再調達費 など ＜注2＞
- 人格権侵害に対する慰謝料
- 居宅介護支援に起因する経済的損失

訴訟になった場合の訴訟 費用や弁護士報酬など

＜注3＞

- 訴訟費用に対応
 - ・証拠書類をとりそろえるための費用
 - ・事故原因の調査や鑑定書の作成に必要な費用 など

事故発生時の 迅速な初期対応に

- 事故現場の保存費用
- 担当者の派遣費用 など

被害者対応費用

- 身体事故の場合に慣習として支出した見舞金・見舞品購入費用
- 財物事故の場合の臨時費用

被害者に対する応急手当 緊急処置などの費用

訴訟費用に対応

- 証拠書類をとりそろえるための費用
- 事故原因の調査や鑑定書の作成に必要な費用 など

＜注1＞お支払いする保険金は、適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。

＜注2＞修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

＜注3＞事前に損保ジャパンの承認が必要です。

ご 加 入 者

（※岡山県医師会会員の先生方にかぎられます。）

●介護保険法に定める次の事業者および施設の運営者

「指定居宅サービス事業者」「指定居宅介護支援事業者」「指定地域密着型サービス事業者」
「指定介護予防サービス事業者」「指定地域密着型介護予防サービス事業者」
「指定介護予防支援事業者」「地域包括支援センター」「介護保険施設」等

●障害者総合支援法に定める次の事業者および施設の運営者

「指定障害福祉サービス事業者」「指定相談支援事業者」「指定障害者支援施設」
「地域活動支援センター」等

●社会福祉法に定める次の事業者および施設の運営者

「第一種社会福祉事業者」「第二種社会福祉事業者」

被保険者（補償の対象となる方）

①上記「ご加入者」に記載の事業者・運営者等

②①の理事・使用人 ※常勤・非常勤を問いません。

③パートタイマー・協力会員・研修受講生等 ※事業者の指示のもと有償で活動する方にかぎります。

（注）被保険者相互間の賠償責任（交差責任）についてはケースにより異なります。

保険金のお支払限度額（保険金額）

（保険期間：1年）

補償内容			お支払限度額				自己負担額 （1事故）
			Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	
賠償責任	身体・財物共通	1事故・期間中 ＜注1＞	3,000万円	5,000万円	1億円	2億円	5,000円
	受託物 （うち現金等）	1事故・期間中	50万円	100万円	150万円	200万円	5,000円
		1事故・期間中	5万円	10万円	15万円	20万円	5,000円
	人格権侵害	1名・1事故 ・期間中	500万円				5,000円 縮小支払割合90% ＜注2＞
	経済的損失 （居宅介護 支援事業等）	1事故・期間中	1,000万円				5,000円
	徘徊時賠償 （使用不能損害）	1事故・期間中	300万円	500万円	1,000万円	2,000万円	5,000円
事故対応特別費用 （訴訟対応・初期対応）		1事故・期間中	1,000万円 ＜注3＞				なし
被害者対応費用		1名・期間中	1名2万円（死亡の場合は10万円）／期間中1,000万円				なし
売上高1万円あたり コース別保険料			Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	
			8.4円	10.5円	14.6円	18.7円	

保険料計算方法

年間売上高

（売上高1万円あたりコース別保険料）× 万円 = 円

＜注1＞身体・財物共通の支払限度額の適用について

生産物特約条項・受託者特約条項の対象事故は1事故あたり、かつ保険期間を通じて上記金額を限度とします。施設所有管理者特約条項の対象事故は1事故あたり上記金額を限度としますが、保険期間を通じての限度額はありません。

＜注2＞事故負担額：5,000円を超過する場合、その超過額に90%を乗じて得た金額を限度としてお支払いします。

＜注3＞新型コロナウイルス(COVID-19)は、感染症法上の五類感染症に指定された場合、補償の対象外です。五類感染症に指定されない場合は1事故あたり100万円限度となります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。

＜経済的損失の補償についての注意点＞

- ①ウォームハートの経済的損失に係る補償部分のみ介護事業者が居宅介護支援・介護予防支援・相談支援に起因して、利用者に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生し、保険期間中に利用者またはその遺族により損害賠償請求を提起された場合、利用者もしくはその遺族に対して負担する法律上の賠償責任を補償します。ただし、初年度契約締結前に知っていた（不注意により知らなかった場合を含みます。）事故によって保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合については、保険金をお支払いできません。
- ②保険期間中に損害賠償請求を受けるおそれのある原因または事由が発生した場合、遅滞なく、損保ジャパンまで書面にてご連絡をお願いします。
- ③ウォームハートのご契約をご解約される場合や損保ジャパン以外の保険会社と新たに契約締結される場合は、ご解約または切り替える際に、損害賠償請求を受ける可能性がないか確認をお願いします。万一、損害賠償請求を受ける可能性がある原因や事由が存在している場合は、損保ジャパンまで書面にてご連絡をお願いします。

対象となるサービス・業務

①介護保険の対象となる以下のサービス・支援・施設（介護保険給付の「上乗せ」部分を含みます。）

・居宅サービス

訪問介護（ホームヘルプサービス）・訪問入浴介護（訪問入浴サービス）・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所介護（デイサービス）・通所リハビリテーション・短期入所生活介護（ショートステイ）・短期入所療養介護・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、ケアハウス、サービス付高齢者住宅等での介護サービス）・福祉用具貸与・特定福祉用具販売・訪問看護〈注1〉等

・介護予防サービス

介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護・介護予防特定施設入居者生活介護・介護予防福祉用具貸与・介護予防特定福祉用具販売・介護予防訪問看護〈注1〉等

・地域密着型サービス

夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等

・地域密着型介護予防サービス

介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護・介護予防認知症対応型共同生活介護等

・介護予防支援・包括的支援事業

地域包括支援センターの実施する包括的支援事業等

・施設サービス

指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・介護医療院等〈注2〉

・居宅介護支援

ケアプランの作成等

・居宅介護予防支援

予防ケアプランの作成等

②障害者自立支援給付の対象となる以下のサービス・支援・施設

・障害福祉サービス・施設障害福祉サービス

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・短期入所・重度障害者等包括支援・生活介護・共同生活介護・施設入所支援・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助・療養介護等

・相談支援事業

サービス利用計画作成等

・その他

地域活動支援センターの運営・福祉ホームの運営等

③社会福祉支援給付の対象となる以下のサービス・支援・施設

・生活保護法に規定する事業

救護施設・更正施設等

・児童福祉法に規定する事業

児童養護施設・障害児入所施設等

④①から③と同種のサービス・支援または①から③に付随して行うその他の在宅サービス・居宅支援

補装具販売・住宅改修・介護予防住宅改修・配食・緊急通報・外出介助・家事援助・移送移動支援等

⑤ホームヘルパー養成研修・福祉用具専門相談員講習

〈注1〉都道府県知事の指定業者が行う訪問看護ステーションは、本保険の対象とはなりません。また、上記業務中であっても、医療行為などの専門資格を要する業務に起因する賠償事故については、本保険の対象となりません。

〈注2〉医療業務など専門資格を要する業務に起因する賠償事故については、医師賠償責任保険等の対象となります。

保険金をお支払いできない主な場合

＜賠償責任保険普通保険約款の免責事由＞

- ① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④ 被保険者と世帯を同じくする親族（注）に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
※④の被保険者には加入者証記載の事業者以外に理事、役員、職員、パートタイマー等を含みます。
よって、職員やパートタイマーなどの世帯を同じくする親族が被害者となる賠償責任は補償対象となりません。
- ⑤ 記名被保険者および記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑥ 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
- ⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

（注）親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。なお、配偶者には次の者を含みます。

- ・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ・戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者
- 以下同様とします。

※「賠償責任保険追加条項」の規定を読み替えた内容を記載しています。

<賠償責任保険追加条項の免責事由>

- ① 核燃料物質または核原料物質、放射性元素、放射性同位元素もしくはこれらによって汚染された物の原子核反応、原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する賠償責任。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープの原子核反応、原子核の崩壊等による場合を除きます。
- ② アスベストに起因する賠償責任
- ③ 汚染物質の排出等に起因する賠償責任
- ④ 以下の業務行為に起因する賠償責任
 - ア. 医療行為
 - イ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等
 - ウ. 法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師にかぎり認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示
 - エ. 身体美容または整形
 - オ. 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類する者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任
- ⑤ サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます。) など
- ⑥ PFASに起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます。)

<施設所有管理者特約条項の免責事由>

- ① 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ② 航空機、自動車または施設外における船、車両(自動車および原動力がもつぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任
- ③ 屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ④ 仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任(被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。)
- ⑤ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任 など

<生産物特約条項の免責事由>

- ① 生産物または仕事のかしに基づく生産物または仕事の目的物の損壊(生産物または仕事の目的物の一部のかしによるその生産物または仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。)自体の賠償責任(その生産物もしくは仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。)
- ② 記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。
- ③ 被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任 など

<受託者特約条項の免責事由>

- ① 保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人(記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。
- ② 被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐欺されたことに起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。
- ③ 受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質(自然発火および自然爆破を含みます。)、ねずみ食いまたは虫食い等に起因する賠償責任。
- ④ 屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪などによる受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑤ 受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任 など

<その他>

- ① 訪問看護ステーションの業務に起因する賠償責任
- ② 被保険者相互間に事故が発生した場合(例:従業員Aが草刈作業中に小石を跳ね飛ばし、別の従業員Bの自動車を破損された場合) など

<注>上記以外の特約条項、追加条項にも保険金をお支払いできない場合が記載されております。詳細は約款集をご確認ください。

万一、事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項について、遅滞なく、書面で通知してください。

<1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

<2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

<3>損害賠償の請求<注1>の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、損保ジャパンに通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容<注2>について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約や共済契約が存在する場合は、これらの契約内容について遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

<注1>損害賠償の請求:共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

<注2>他の保険契約等の有無および契約内容:既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会

②専門機関による鑑定結果の照会

③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査

④日本国外での調査

⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

＜事故時に必要となる書類＞

●事故が起こった場合の連絡先

事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

(受付時間：24時間365日)

／	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 ⇒修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 ⇒診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書 など
⑤	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者の損害賠償責任の負担を確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書 など

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

ご注意

●この保険契約は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●保険料算出基礎となる売上高につきましては、加入依頼書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●加入依頼書の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、パンフレット記載の問い合わせ先までご照会ください。

●クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
この保険契約はクーリングオフの対象とはなりません。

●この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時＜注＞に始まり、末日の午後4時に終わります。

＜注＞加入依頼書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書にてご確認ください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●賠償責任保険(被保険者が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約条項・追加条項)では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項<注>について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

<注>告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ②業務内容
- ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

<通知事項>

加入依頼書の記載事項に変更が発生する場合
ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

- (※) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店までご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店までご通知が必要となります。

- (2) ご契約者の住所などを変更される場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。

- (4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約する場合は、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出基礎数字となる最近の会計年度の売上高については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)(またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。))である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

●個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパン(以下、「当社」といいます。)(は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等(以下、「当社業務」といいます。))を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
- ①当社が、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先(修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等)、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
- ②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。))があります。
- ④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
- ⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者(保険の対象となる方)の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。))の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。))については当社公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関) 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】
電話番号 03-4332-5241(全国共通) おかけ間違いにご注意ください。
受付時間 平日:午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・12/30～1/4は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sompo.or.jp/>)

【お問い合わせ先】

○取扱代理店

株式会社ジャパン保険 岡山
岡山市北区大供1-2-10 損保ジャパン岡山ビル5F
TEL. 086-231-2840 FAX. 086-231-2890
(受付時間: 平日午前9時から午後5時まで)

○引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 岡山支店 法人支社
岡山市北区大供1-2-10 損保ジャパン岡山ビル3F
TEL. 086-225-1045 FAX. 086-225-4288
(受付時間: 平日午前9時から午後5時まで)